

【参考】指定都市市長会「道州制を見据えた新たな大都市制度の在り方についての提言」(H18.1)より抜粋

道州の事務のメルクマール

| | メルクマール | 事務の例 |
|---------------------|--|--|
| 広域事務 | <p>施策・事務事業の対象・効果が市町村の区域を越えて広域的・一体的に及ぶものであって、住民に最大の利益をもたらすためには単一の自治体において実施する必要のあるもの</p> <p>施策・事務事業の対象・効果が広域的に散在しており、一体的な処理が必要であって、市町村間の共同処理等で対応できないもの</p> <p>施策・事務事業の対象が少数かつ広域的に散在しており、事務の効率性の観点から、道州において処理することが適当であるもの</p> | <p>広域防災、広域的な危機管理（感染症対策、食品安全対策等）天然資源の保護、骨格的・基幹的な交通基盤の整備、広域的な環境保全、警察、私学教育など各種資格試験の実施、法人等の活動規制など</p> <p>戦傷病者、戦没者の援護など</p> |
| 規模・性質対応事務 （補完事務） | <p>（いずれも本来は市町村が実施すべきもの）</p> <p>高度な技術・専門性を必要とし、または相当の規模を有するため市町村や市町村の共同事務処理では対応できないもの</p> <p>市町村による共同事務処理主体の設立等が行われるまでの間、道州が暫定的に処理するもの</p> | <p>指定都市については道州の補完を必要とせず、また大都市区域においては都市間連携での対応が可能</p> <p>各種団体に係る連絡・助成、拠点施設の運営など</p> |
| 連絡調整事務 | 市町村を包含する団体という性格に係るもの | 市町村の事務に係る調停・裁定、国との連絡など |
| 共通事務 | <p>国や道州が市町村との一定の役割分担の下で任意に実施するもの</p> <p>道州が市町村と役割分担の下で、または共同で実施するもの （ア.地域の实情に即して行うもの、イ.地域住民組織やNPOと連携協働するもの、ウ.对人的要素が強いものは市町村が実施）</p> | <p>博物館・美術館の設置・運営、大学の設立、スポーツ振興、高度医療、空港・港湾の整備・運営など</p> <p>国際交流、産業振興、地域経済活性化、産業拠点誘致、雇用政策、重点的な基盤整備、人権啓発など</p> |
| 内部管理事務 | | <p>広聴広報、総合計画、情報公開、道州公務員の選挙、所管事務に係る統計など</p> |

* 道州の事務について、国から移管されるものについては想定せず